

人と猫が穏やかに暮らすためのガイドライン

静岡市

(静岡市動物指導センター)

目次

(頁)

I ガイドライン

- 1 はじめに（猫の問題の背景と現状） 1
- 2 目的（静岡市の基本的な考え方） 1
- 3 猫による地域における環境問題 2
- 4 静岡市が行う猫に関する取り組み 3
- 5 市民の皆さんに協力していただきたいこと（お願い） 8

II 用語の定義及び猫の特性

- 1 用語の定義 9
- 2 猫の特性 12

III 関連資料及びマニュアル

- 1 静岡市猫不妊手術事業補助金交付要綱
- 2 静岡市獣医師会猫不妊手術助成事業実施要領
- 3 ねこが家の敷地に入って来ない方法等
- 4 災害対応マニュアル
- 5 公園等の公共的な場で猫にエサやりをしている皆さんへ
- 6 自宅周辺や空き地で猫にエサやりをしている皆さんへ
- 7 飼い主のいない猫（野良猫）の避妊・去勢手術について
- 8 ネコを飼っている方へ（屋内飼育の勧め）

IV 国と県の関連法令等

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律
- 2 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例
- 3 動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令告示
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

I 人と猫が穏やかに暮らすためのガイドライン

1 はじめに（猫の問題の背景と現状）

近年、市街地では、猫を原因とする様々な問題が発生し、市民の皆様から多くの苦情相談が静岡市動物指導センターに寄せられています。平成 23 年度の犬や猫に関する苦情相談は、3,379 件で、そのうち猫に関するものが 1,656 件でした。猫がこのような苦情相談の対象となっている背景には、避妊・去勢手術（以下「不妊手術」という。）をしていない屋外へ出入り自由な猫や、飼育放棄された飼い猫とその子猫や子孫が、近隣を徘徊したり、飼い主のいない猫（以下「野良猫」という。）となって、糞や尿による悪臭、庭や畑荒らし、ゴミあさり等の問題を引き起こしているのです。

また、野良猫に餌を与えるだけで後片付けをしない人も多く、不衛生な状態やカラスやハトの餌となって周辺を汚したり猫を呼び集め、住民間のトラブルの原因となっています。

このようなトラブルの原因となっている猫は、元は心無い人達の無責任な行動や考えにより増えてしまったもので、地域の環境問題の元となっているのです。

2 目的（静岡市の基本的な考え方）

静岡市動物指導センターでは、毎年約 1,000 頭を超える猫を引き取り、その多くが殺処分となっています。引き取った猫の 90%以上は、外飼いの猫や野良猫から産まれた子猫や、避妊手術をしていない飼い猫から生まれ、遺棄された子猫です。また、静岡市内では毎年約 3,000 頭の猫が交通事故等により、路上死しています。

静岡県は、平成 20 年度に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）の規定に基づき、動物愛護管理推進計画を策定し、その中で、犬と猫の殺処分頭数を、平成 18 年度を基準として 10 年間で半減する数値目標を掲げました。静岡市においても、この推進計画に基づき殺処分頭数の減少を目指して施策を展開し、平成 18 年度の猫の殺処分頭数 2,503 頭（犬は 144 頭）から平成 23 年度の 1,115 頭（犬は 40 頭）と 5 年間で 44.5%（犬は 27.7%）に減少してきましたが、人口規模が同じくらいの他都市に比べて多い状態が続いています。

静岡市は、10 年後の平成 35 年を目標として、猫によるさまざまな問題や殺処分となる猫を減らし、そしてそれが無くなる日を目指し、市民も猫も穏やかに暮らせる街にするため、動物愛護教室や広報、個別指導等によって、屋内飼育や繁殖制限等適正な飼育を勧め、終生飼育、捨て猫の禁止を強く訴えていきます。また、動物指導センターで引き取り収容した猫の譲渡事業、野良猫を増やさないための対策等を推進していきます。

これらの問題解決に向けた取り組みを進めていくには、市民の皆様の御理解と御協力をいただかなければなりません。

そこで、静岡市における猫に関する問題点と、改善に向けて静岡市が取り組む対策、猫を飼育するに当たって考えていただきたいこと、野良猫を命を守りながら減らして行くための方法等をガイドラインにまとめました。

このガイドラインが、猫を飼おうとしている人、猫を飼っている人、野良猫に愛情を注ぎ守ろうとしている人、猫の被害に困っている人、地域の問題として取り組もうとしている人等市民の皆様のお役にたてれば幸いです。

3 猫による地域における環境問題

猫は非常に繁殖力の旺盛な動物で、1頭のメス猫から1年間で20頭、2年後には80頭以上にも増えてしまうことがあります。

市内の各所で外猫や野良猫が多数生息し、次のような問題を引き起こしています。

- (1) 大切にしている庭や畑が、猫のトイレや遊び場になり、荒らされた。
- (2) 公園の砂場を猫の糞や尿で汚された。
- (3) 車やバイクの上に乗って、足跡を付けたり、爪で傷をつけられた。
- (4) 発情期の鳴き声が気になり、眠れない。
- (5) 近隣に餌を与える人がいて、いつの間にか猫が集まり増えてしまった。
- (6) ゴミの集積所を荒らされた。
- (7) 高齢者や生活困窮者のなかに、猫の適正な管理ができなくなっている人がいる。

これらの地域の環境問題は、野良猫だけに限らず、外飼いしている飼い猫も原因となっています。

4 静岡市が行う猫に関する取り組み

静岡市は、猫によるさまざまな問題や殺処分となる猫を減らし、そしてそれが無くなる日を目指して、動物愛護法、環境省の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準並びに静岡県動物愛護管理推進計画に基づき、次に掲げる取り組みを市民の皆様と協働し推進していきます。

4 - 1 飼い猫の適正飼育の普及啓発

(1) 猫を飼う前の心構え

飼い主は、猫の特性を理解し、設備、環境を整え、猫の生涯（寿命 10 年から 20 年）に責任を持ち、大切に飼う心構えを持つことが必要です。終生飼い続けられるかをよく考え、安易に飼い始める事のないように指導します。

(2) 屋内飼育の推進

※ 動物愛護法第 7 条（動物の所有者又は占有者の責務）では、「飼い主は、その動物の習性に応じて適正に飼養し、他人の身体若しくは財産に害を加え、又は他人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。」と規定しています。

猫の飼い主は、社会的な責任を十分に自覚し、近隣住民に対して加害者にならないように努めなければなりません。

動物愛護法に基づき、猫の飼い主が屋内飼育に努めるよう次のような具体的な対策を行います。

- ① 飼い主に、「猫の飼育方法」と「屋内飼育の必要性とメリット」について広報紙やパンフレットで知らせます。
- ② 屋外で餌を与えることは野良猫を寄せつけ、近隣住民に迷惑となることを広報紙やパンフレットで知らせます。
- ③ 屋外に出た時に迷子にならないために、マイクロチップなど身元証明になる物の装着を勧めます。

(3) 不妊手術の推進

※ 動物愛護法の第 37 条（犬及び猫の繁殖制限）では、「飼い主は、適正な飼養が困難とならないように、繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術をするような措置をするように努めなければならない。」としています。

猫が繁殖して数が増え適正な飼育ができなくなることをないように、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする不妊手術を行うように広報やパンフレット等で知らせ、指導します。

(4) 終生飼養の啓発

猫を飼うのであれば、最後まで責任を持って飼育するよう指導します。

もし猫を飼うことができない状態になってしまった時は、新たな飼い主となってくれる人を探す方法等についてアドバイスや支援をします。

(5) 飼育環境に応じた適正な飼育数

多頭飼育により、不適正な飼育管理状態に陥り、頻繁に発生する鳴き声や糞尿、汚物の臭気等によって近隣の方に迷惑をかけたたり、飼育放棄をまねく例が多くみられます。

飼い主に対し、その飼育や保管する猫の数を、適切な飼育環境の確保、終生飼育の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないように、適切な管理ができる範囲内にとどめるよう指導を行います。

そのためにも、不妊手術を受けさせることを勧めます。

近隣住民の日常生活に著しい支障を及ぼすなど生活環境が損なわれる事態が生じていると認められる時は、その事態を改善するための指導を行い、指導に従わない場合は、注意勧告や勧告に係る必要な措置をとることも検討します。

(6) 猫の遺棄の防止

※ 動物愛護法第44条では、「動物を殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、虐待又は遺棄した者は50万円以下の罰金に処する。」となっており猫の飼育を放棄し捨てること（遺棄）は犯罪です。

- ① 猫の遺棄は犯罪であることを市民に広報等で知らせます。
- ② 猫の遺棄があった場合は、警察へ通報するなど法に則った対応をします。
- ③ 猫を捨てさせないために、動物を遺棄する者に対しては、警察と連携して告発等、厳正に対処します。

4 - 2 野良猫を増やさないための取り組み（地域のトラブルをなくすために）

(1) 不適正な餌やりの改善・指導

餌やりによるトラブルを減らし、野良猫を増やさないために、「餌やりの方法」の改善を啓発します。

餌を与えている人には、不妊手術を行うことの必要性や糞尿の始末などを行うことについて、パンフレット等で知らせて改善・指導します。

※ 不妊手術を行うための餌付けや手術後の管理のため以外は、みだりに野良猫に餌を与えさせないために、不適正な餌やりの改善指導を進めていきます。

(2) 不妊手術の推進

野良猫を増やさないためには、野良猫に対して不妊手術を進めるとともに、飼い猫に対しても不妊手術を行うことが必要です。

不妊手術を行い、数を今以上に増やさず、一代限りの命を全うさせることで、将来的に野良猫になってしまう猫を減らしていくことが重要です。

静岡市は、市内に生息する野良猫の不妊手術助成事業を行う静岡市獣医師会に対して補助金を交付していますので、静岡市獣医師会に所属する動物病院で行う場合には、手術に係る費用の助成制度を利用することができます。

今後この制度をよりわかりやすく、利用しやすくなるように検討を行っていきます。

この助成制度の詳細については、静岡市獣医師会事務局、静岡市獣医師会に所属する動物病院又は静岡市動物指導センターにお問い合わせください。

別紙資料1「静岡市猫不妊手術事業補助金交付要綱」参照

別紙資料2「静岡市獣医師会猫不妊手術助成事業実施要領」参照

(3) 野良猫の不妊手術活動（TNR活動）の推進

市内では、多くの市民の皆さんによって、野良猫が増えないように手術費用を自費負担して不妊手術が行われています。このような取り組みを更に進めていただくために、静岡市は啓発と支援を行っていきます。

※ TNRとは、①猫を捕獲する（**T**rap）、②猫に不妊手術を施す（**N**euter）、③猫が生活していた元の地域へ戻す（**R**eturn）という頭文字をとったものです。

TNR活動とは、ボランティアや動物福祉団体等が野良猫に対して不妊手術を行う継続的な活動を言います。

(4) 地域猫活動の推進

野良猫であっても動物愛護法に規定された保護すべき愛護動物であり、捕獲や殺処分が制限されています。しかし、猫によるトラブルは後を断ちません。

そこで、猫の問題は地域の生活環境の問題としてとらえ、静岡市は、自治会（町内会）等がボランティアや動物福祉団体等と連携し、地域住民の理解と協力を得て、野良猫の不妊手術を行うと共に、地域でルールと役割を決めて世話をする「地域猫活動」に向けた支援を行います。

また、市民による地域猫活動が活発に行われるように、広報紙やパンフレット等で市民に知らせるとともに、地域猫活動を広げるために、地域と行政が協働で行う地域猫推進事業を進めます。

地域猫活動を推進するボランティアの育成と、ボランティア組織の継続的な指導と支援を行います。

4 - 3 その他の取り組み

(1) 猫に関する取り組みの普及啓発や周知

猫による様々な問題や殺処分となる猫を減らすために、市民に対して、適正な餌やり、不妊手術助成制度等について、広報紙「静岡気分」や「静岡市のホームページ」等を活用して広報活動を行います。動物愛護事業や広報紙などにより、猫に対する愛護の精神と適正な飼育の普及啓発を行うとともに、猫の問題を解決するために、市や地域、各団体などが行っている取り組みを紹介するなど、猫に関する情報の提供を行っていきます。

自治会（町内会）等には、啓発用パンフレット等の配布をします。学校の授業や保護者会などに出向き、動物愛護や殺処分となる猫を減らすための「出前講座」を開催し、教育や広報活動を活発に行います。

猫にまつわる問題と改善方法について、講習会など話す機会やいろいろな市民の声を聞く機会を作り、市民と意見交換する対話の機会を設け、自治会（町内会）等で開催される会合へも積極的に参加します。

(2) 譲渡活動（飼い主探し）

動物指導センターで、やむを得ない理由で引取り収容した猫の生存機会を拡大するため、できるだけ多くの猫が新しい飼い主に迎えられるよう、譲渡事業を充実していきます。

(3) 猫に関する相談窓口

動物指導センターでは、次のような相談等を受け、対応しています。

- ① 猫の適正な飼育方法
 - ② 猫の譲渡、新たな飼い主探しの方法などのアドバイス
 - ③ 野良猫の不妊手術の助成制度
 - ④ 野良猫のTNR活動
 - ⑤ 地域猫活動
 - ⑥ 敷地内に猫が入って来ない方法のアドバイス
- 別紙資料3「ねこが家の敷地に入って来ない方法等」参照

(4) 猫の引取りの制限

動物指導センターでは、動物の命の尊厳を守るとともに、人と動物の共生に配慮しつつ適正に取り扱うという、動物愛護法の基本理念に則り、愛護動物である猫は、そのまま放置しておくことのできない幼弱な子猫等、やむを得ない理由のあるもの以外は原則として引き取らないこととし、新しい飼い主を探す努力をするよう勧められています。

(5) 災害発生時の対応

災害時の被災猫の救護対策、避難先の対応及び飼い主を失った猫の収容について、対応を検討していきます。また、災害発生時の管理できない状況下での繁殖を防ぐためにも不妊手術が必要であることを啓発します。

別紙資料4「災害対応マニュアル」により災害発生時の備えについて啓発します。

(6) 猫に関する市民の意識調査等による現状把握

猫に関わる必要な情報を収集するとともに、市民の意識調査を実施し、現状把握に努めていきます。

(7) 動物取扱業者への指導・啓発

動物取扱業者が動物を販売する際に、動物の購入者に対して適正飼養の説明を行い、適正な繁殖や管理をするように立入調査により、指導・啓発します。

5 市民の皆さんに協力していただきたいこと（お願い）

人と猫が穏やかに暮らす静岡市を実現するためには、行政・市民・地域・動物関係団体等が、それぞれの役割のもと、協働で取り組むことが重要です。

（１）市民の役割

市民は、猫が愛護動物であることを理解するとともに、猫が問題となっている地域では、地域住民全体の問題として話し合いに積極的に参加し、このガイドラインを参考にして、野良猫のTNR活動や地域猫活動に理解を深め、協力し合いたう。

（２）自治会（町内会）等の役割

地域で猫に関する問題が起きた場合には、地域の問題として取り組み、解決に向けた話し合いや活動をお願いします。

猫の問題は地域の生活環境の問題としてとらえ、地域で猫問題を解決し、猫によるトラブルを無くすことで、住みやすい地域とするために、自治会（町内会）等が飼い猫の屋内飼育の推進や外飼い、置き餌などやめるように住民に呼びかけるとともにTNR活動及び地域猫活動を行政と共に進めることが必要です。

（３）動物病院の役割

猫の飼い主への飼い方指導や野良猫の不妊手術の依頼があった場合は、積極的な協力をお願いします。

（４）動物福祉団体等の役割

野良猫に対する活動に取り組む市民に対し、猫のTNR活動の方法や餌やりの方法などの助言、支援とともに地域猫活動への協力をお願いします。

また、人と猫の出会いの場を提供し、野良猫の譲渡会の開催をお願いします。

（５）動物取扱業者の役割

ペットショップやブリーダー等の動物取扱業者は、動物愛護法の定めに従い、猫の販売時に、購入者に対し、適正飼育管理の説明を行ってください。

Ⅱ 用語の定義及び猫の特性

1 用語の定義

このガイドラインで使用する言葉は、次のとおり定義づけしています。

1 - 1 飼い主

飼い主とは、所有・占有の意思を持って、餌や水を与え、世話をしている者又はそれに準ずる者のことです。

1 - 2 猫の分類

このガイドラインは、猫を飼い主の有無で分類します。

(1) 飼い猫

飼い主がいる猫のことで、飼われている環境によって、次のように分類します。

①内猫（うちねこ）

屋内のみで飼われている猫のことです。糞尿などで近隣に迷惑をかけることがなく、また、交通事故や猫同士の喧嘩によって猫エイズ、猫白血病などの伝染病に感染する心配がないので、健康で安全に暮らすことができます。

適正な飼育環境・頭数を維持するためには、不妊手術を施すことが必要です。

②外猫（そとねこ）

屋外で生活する機会のある猫です。飼い主は、気づかぬうちに、飼っている猫がその糞尿などで近隣に迷惑をかけたり、交通事故や猫同士の喧嘩によって猫エイズ、猫白血病などの伝染病に感染したりする心配があることを理解し、健康で安全に暮らすための配慮をしてやる必要があります。また、不妊手術が施されていない場合は、野良猫を生み出す原因となります。

(2) 野良猫（飼い主のいない猫）

特定の飼い主が存在せず、屋外で生活する猫のことです。その多くが、無責任な飼い主による「捨て猫」あるいは「不妊処置をされていない外猫」に端を発して生まれた猫です。屋外で生活しているために外猫と同じく交通事故や病気に感染すること等が多く、栄養状態も悪いため短命です。

その多くが不妊手術が施されていないため、新たな野良猫を広い地域で生み出す原因となっています。

また、不適切に餌を与えていることが、地域の理解を得られていないうえ、周辺環境への配慮が足りず、地域から嫌われてしまい、トラブルを引き起こします。

(3) 地域猫

地域猫は、野良猫が生活している地域の住民、自治会（町内会）等の理解と協力を得たうえで、地域が飼い主となり、責任を持って管理されている猫のことです。自治会（町内会）等や地域のボランティアが、世話をする猫を把握するとともに、不妊手術を施し、地域で飼育管理の役割分担を明確にしたうえで、餌の管理、糞尿の始末など、その地域にあった方法やルールを決めて、周辺環境に配慮した飼育管理が行われます。

1 - 3 野良猫対策に関する用語

(1) TNR活動

TNRとは、

- ①猫を捕獲する (Trap)
- ②猫に不妊手術を施す (Neuter)
- ③猫を生活していた元の地域へ戻す (Return)

という頭文字をとったものです。野良猫の数を今以上に増やさず、一代限りの命を全うさせることを目的として、ボランティアや動物福祉団体等によって不妊手術を行う継続的な活動が行われています。将来的に野良猫を減らすための有効な手段です。

(2) 地域猫活動

野良猫問題を地域の環境問題として考え、不妊手術した猫を地域の住民の協力を得て、その地域で飼育管理することを地域猫活動といいます。

住民トラブルの解消に向けた活動として、地域住民の理解を得て、自治会（町内会）等が中心となって活動を進めていきます。

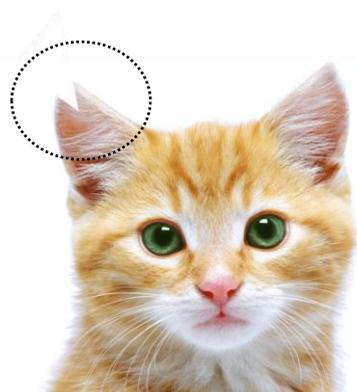
不妊手術した猫は繁殖せず一代限りで終わり、新たな捨て猫を無くせば、地域から野良猫を減らすことができ、猫によるトラブルを解消する現在では唯一の方法であるといえます。地域における問題を解決するためには、地域の皆様の理解と協力が必要です。

(3) 耳先V字カット

不妊手術を施された野良猫が離れた所からでも判別できる「しるし」として、手術の際に耳先をさくらの花びら状に1cmカットする方法で、不妊手術のために再び捕獲されないように、全国的に行われており、静岡市でも、助成制度によって野良猫に不妊手術する時にV字カットを実施しています。手術の麻酔中に行う

ため、特別な苦痛は伴いません。

不妊手術を施され、これ以上繁殖しない猫であることを知らせる「しるし」です。静岡市では、去勢手術済みのオス猫は右耳、避妊手術済みのメス猫は左耳をさくらの花びら状に耳先をV字カットします。



<例>

1 - 4 身元証明

飼い猫には、行方不明や災害発生時等の準備として、身元証明となるものを着けておく必要があります。

身元証明の方法として、首輪や名札に飼い主の住所、氏名、電話番号等の情報を記載する方法の他、マイクロチップの埋め込み等があります。

所有者を明示することで、行方不明となった猫が、飼い主の元に戻って来る可能性が高くなります。

※ ここで言うマイクロチップ（以下、「MC」という。）は、個体識別装置で、飼い猫の個体識別を可能にする直径2mm長さ8～12mmの円筒形の電子標識器具です。通常、専用の埋込器で猫の皮下に埋め込んで使用します。それぞれのMCには番号が記録されており、読取機（リーダー）から発信される電波で番号を読み取り、飼い猫の個体識別ができます。猫は生後4週間頃から、MCの埋め込みが可能です。

MCは、一度体内に埋め込むと脱落や消失の可能性がなく、データを書き換えることができないため、MCを装着していれば、迷子、災害、盗難、事故など、いざという時に、猫と飼い主にとって安心で確実な身元証明になります。MCの埋め込みは、動物病院で行ってもらうことができます。

なお、飼い主の正確な情報が、登録されている必要があります。

2 猫の特性

2 - 1 能力

(1) 視覚

猫の目は、見える範囲が広いいため、距離を正確に判断することができます。また、わずかな光でも増幅できる機能を持っているため、暗がりでも物を見る能力に長けています。ただし、視力は人の10分の1程度で、色の識別能力は高くありません。

(2) 聴覚

猫の耳は、左右を別々に動かすことができるので、音源の方向を正確に把握できます。

(3) 嗅覚

猫の鼻は、鋭い嗅覚を持っています。臭いを嗅ぐことで飼い主を判別したり、他の猫とのコミュニケーションをとったりしています。

(4) 触覚

口の周りや眼の上などに生えている硬いヒゲは、接触や振動に対してとても鋭敏です。狭いところを体が通り抜けられるか否かの判断にも役立っています。

(5) 運動能力

高い場所にも簡単に登る事ができる運動能力を備えています。また、平衡感覚に優れており、高いところから落ちても空中で回転して体制を整え、四本の足で着地できます。猫にとって高い場所は、周囲を広く見渡し、外敵から身を守ることでできる安全な場所なのです。

2 - 2 習性

(1) 食性

原則的に肉食性です。野菜に含まれる栄養素を有効に利用することができず、たんぱく質と脂質を非常に多く必要とします。

(2) 繁殖

①オス猫

生後6ヵ月くらいから性行動（徘徊、喧嘩、尿スプレー）が見られるようになります。一般的に、生後18ヵ月頃からオス特有の性行動が顕著になります。

②メス猫

生後5ヵ月くらいから発情が訪れます。一般的に、発情は、1年に3～4回、約1週間続きます。そして、交尾によって排卵が起こるため、交尾をすれば確実に妊娠します。妊娠期間は60日前後で、1回あたりのお産で平均5頭の子猫を産みます。つまり、1頭のメス猫から1年間で20頭以上の子猫が産まれることもあるのです。

(3) トイレ

猫は、花壇や砂場のような軟らかい土や砂の上に排泄することを好み、決まった場所に排泄する習性があります。この性質を利用して、用意したトイレに排泄をするようにしつけることができます。

(4) 鳴き声

鳴き声は、親子や猫同士のコミュニケーションの手段として使われるものと、警戒・威嚇・闘争の表現に使われるものがあります。

(5) 社会性

子猫は、生後4～8週令の時期に人や他の動物とふれあう機会が無いと攻撃的になったり、神経質になると言われています。

成猫は、一般的に単独で生活し、自分の勢力が及ぶ一定の広さの範囲（縄張り）を持ちます。縄張りには、安住の場であるプライベートエリアと、狩猟の場であるハンティングエリアがあります。また、他の猫と重複することがありますが、時間的な住み分けをしています。

① プライベートエリア

猫がくつろいだり、寝たりできる場所です。他の猫が侵入してくると、喧嘩になることもあります。

飼い猫のうち、内猫は、家族と暮らす屋内がプライベートエリアになります。猫は高い所を好むので、立体的な空間で自由に運動ができれば、屋内という限られた環境でもストレスなく暮らしていけます。

一方、外猫の行動範囲はノラ猫と比べて一般的に狭く、自宅とその周辺程度がプライベートエリアとなっています。

② ハンティングエリア

猫が獲物を追いかけたり、他の猫とコミュニケーションや交配を行う場所です。

(6) マーキング行動

猫が汗などの分泌物や匂い、尿などを残すことによって、自分の縄張りを明らかにし、その存在を誇示する行動です。

オス猫では、発情中のメス猫に自分の存在を示す手段にもなります。

① 擦り付け

顔や脇腹などを小枝などの突起物にすりつけて、その猫自身の匂いを移す行動です。なお、猫同士で擦り付け合うのは、あいさつなどコミュニケーションのひとつです。また、人間に擦り付けるのは、安心や親愛の情を示していると考えられています。

② 爪研ぎ

樹木などに爪を立て、こすりつける行動です。爪跡を残したり、足の裏から分泌される汗を移してマーキングを行います。また、爪を整えることで、木に登ったり、外敵から身を守るための武器として利用できるようにします。

② マーキング (尿スプレー)

尾を上げて、木や電柱などに尿を噴射 (スプレー) する行動です。オス猫だけでなく、メス猫でも見られることがあります。なお、オス猫の尿スプレーは、去勢手術により多くの猫において抑制できます。

(7) グルーミング

体を舐めたり、前肢で顔を洗うような行動のことです。自分以外の匂いをかき消し、身体を清潔に保つために行います。なお、猫同士が舐めあうのは、気の合った仲間であることを示しています。不安やストレスを解消するために行うこともあります。

Ⅲ 関連資料及びマニュアル

- 1 静岡市猫不妊手術事業補助金交付要綱
- 2 静岡市獣医師会猫不妊手術助成事業実施要領
- 3 ねこが家の敷地に入って来ない方法等
- 4 災害対応マニュアル
- 5 公園等の公共的な場で猫にエサやりをしている皆さんへ
- 6 自宅周辺や空き地で猫にエサやりをしている皆さんへ
- 7 飼い主のいない猫（野良猫）の避妊・去勢手術について
- 8 ネコを飼っている方へ（屋内飼育のすすめ）

資料 1

静岡市猫不妊手術事業補助金交付要綱

静岡市獣医師会猫対策事業補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 静岡市は、飼い主のいない猫の過剰な繁殖を抑制し、もって市民の快適な生活環境の保持に資するため、市内に生息する飼い主のいない猫に対する不妊手術を助成する事業を行う静岡市獣医師会（以下「獣医師会」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成 15 年静岡市規則第 44 号）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助事業及び補助対象経費）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に生息する飼い主のいない猫に対する避妊手術及び去勢手術を助成する事業で獣医師会が実施するものとし、補助金の交付の対象となる経費は、補助事業により獣医師会が支出する助成金とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、次の各号に掲げる手術の区分ごとに当該各号に定めるところにより算出して得られる額とし、7,470,000 円を上限とする。

- (1) 避妊手術 1 頭当たり 10,000 円
- (2) 去勢手術 1 頭当たり 5,000 円

（交付の申請）

第 4 条 獣医師会は、補助金の交付を申請しようとするときは、猫不妊手術事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に補助事業の実績を証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び確定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、かつ確定したときは、猫不妊手術事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第 2 号）により、獣医師会に通知するものとする。

（請求）

第 6 条 獣医師会は、前条の規定により補助金の交付の決定及び確定を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年度の補助金から適用する。

静岡市獣医師会猫不妊手術助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市獣医師会が行う、静岡市内に生息する飼い主のいないオス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術（以下「不妊手術」という。）に係る経費の助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、飼い主のいない猫の不妊手術を行おうとする市民等の負担を軽減することで、不妊手術を促進し、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすことを目的とする。あわせて動物愛護思想の普及を図り、市民の快適な生活環境の保持に寄与する。

(対象とする猫)

第3条 この事業において対象とする猫は、静岡市内に生息する飼い主のいない猫（野良猫、地域の住民の合意のもとその地域のルールに基づいて適正に管理されている野良猫（以下「地域猫」という。）等）であって、次に掲げる条件の内の2条件を満たしているものであることとする。

- (1) 所有者がいない猫であること
- (2) 餌をあげていないこと
- (3) 家（建物）の中に入れていないこと

(実施主体)

第4条 この事業における申請の受付及び不妊手術は、静岡市獣医師会開業部会の会員である獣医師が行うこととする。

(申請の方法)

第5条 この事業を利用して助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙手術申請書を、不妊手術を実施する獣医師（以下「実施獣医師」という。）に提出するものとする。

(手術済の目印)

第6条 この事業において不妊手術を実施した猫には、手術後元の場所に戻す猫については、再捕獲や再手術をされないために、目印としてオス猫は右耳の、また、メス猫は左耳の先端部を約1cm V字状に切る（以下「V字カット」という。）こととする。ただし、手術後飼養する者が予定されていて、室内で飼育することとなるものについては、申請者は、V字カットに代えて個体識別用のマイクロチップを挿入することも選択できることとする。

(申請者の負担)

第7条 この事業において申請者が負担する金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、この金額は、不妊手術に係る手術料、麻酔料等の必要最小限の費用であり、実施獣医師は、当該猫の健康状態等に応じて治療等に要する費用を徴収することができるものとする。

る。また、マイクロチップを埋め込む場合は、マイクロチップの実費及び登録料として2,500円（税抜）を併せて徴収するものとする。

(1) オス猫の去勢手術 8,000円（税抜）

(2) メス猫の避妊手術 10,000円（税抜）

（実施獣医師の説明）

第8条 実施獣医師は、申請を受理する前に、申請者に対して、手術の方法、料金、実施の時期等についての的確な説明をし、必ず理解及び納得を得ておくこととする。

（責任の所在）

第9条 本事業に関して生じた問題については、申請者が責任を負うこととし、手術の実施に当たり実施獣医師に故意又は重大な過失が無い限り、申請者は、当該獣医師及び静岡市獣医師会に責任は問わないものとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、この事業の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

静岡県獣医師会開業部会の会員である動物病院

葵区・駿河区の病院	住 所	電 話	清水区	住 所	電 話
浅井動物病院	駿河区丸子1丁目3-20	259-5960	杉山獣医科	清水区長崎南町9-60	345-4669
獣医科飯田医院	葵区安東1丁目19-11	246-6445	シヨウジ動物病院	清水区入江岡町2-14	351-1231
猫の病院	駿河区小黒2丁目3-1	202-2856	杉本動物病院	清水区梅が丘2-38	352-5262
いわたに獣医科	葵区瀬名7丁目11-14	374-0313	狐ヶ崎動物病院	清水区有東坂2-278-4	345-1122
ウチダ動物病院	葵区城東町61-10	245-5264	清泉どうぶつ病院	清水区西久保447	388-9072
あん動物病院	葵区土太夫町17-1	205-7777	こまごえ動物病院	清水区駒越中2-4-34	335-9133
岡本動物病院	葵区岳美14-35	246-5935	いなな動物病院	清水区辻1-10-15	364-0433
すこやか動物病院	駿河区泉町5-7	202-0211	岡島動物病院	清水区向田町8-38	334-2534
尾崎動物病院	葵区田町2丁目136	254-9456	山下動物病院	清水区堂林2-16-25	352-5261
きゅうたん犬猫病院	葵区千代田7丁目1-32	265-9300	カズ動物病院	清水区草薙398	349-4111
昭府獣医科	葵区昭府2丁目35-7	272-3327	みほ動物病院	清水区三保16-4	334-0017
いるか動物病院	駿河区みずほ3-1-1	268-4333	大庭動物病院	清水区鶴舞町4-46	366-3394
駿河どうぶつの病院	駿河区高松1-16-1	236-1188	ディディ動物病院	清水区渋川1-8-14	346-7078
たく動物病院	駿河区東新田4丁目19-1	257-1133	ひまわり動物病院	清水区押切2004	270-7210
愛犬病院	葵区相生町10-7	245-5396	平成25年3月、現在		
ポロ動物病院	駿河区池田663-4	265-4567			
富士見台動物病院	駿河区富士見台1丁目1-4	283-0210			
たに動物クリニック	葵区上土1-2-46	208-0081			
ハル動物病院	葵区東千代田3-11-12	265-0866			
まんまる犬猫病院	駿河区八幡5-33-8	281-5152			
しゅう動物病院	葵区宮ヶ崎町53	248-6167			
早馬動物病院	葵区唐瀬1丁目10-8	246-3920			
深沢動物病院	葵区羽鳥3丁目2-38	278-7848			
静岡動物医療センター	葵区幸町13-4	251-1288			
あおい動物病院	葵区六番町6-14	207-7053			
マスタ動物病院	駿河区中田1丁目3-16	283-0102			
山田どうぶつ病院	葵区沓谷3-7-3	246-5311			
ヤマ動物病院	駿河区中田本町17-26	285-4782			
ふくろう動物病院	駿河区池田212-1	264-0133			

資料3

ねこが家の敷地に入って来ない方法等

家の敷地に入って来ない方法として、効果があると思われる方法をあげてあります。

いろいろな方法を順番に試して、効果がある方法を見つけてください。風や雨などにより流されて、環境条件により自然消滅する方法もありますので、何度も繰り返し試してください。

吊るす、散布する、まく、置く、塗布する場合は、猫の通り道になっている場所が効果的です。

No.	名 称	方 法
1	ナフタリン 樟脳	ナフタリンや樟脳を吊るしたり、埋めたりします。
2	たばこの吸い殻 の浸し液	たばこの吸い殻をほぐしてから水に浸し、それを散布します。
3	コーヒー粕	コーヒー粕を散布します。
4	どくだみ茶等 の茶殻	どくだみ茶等の茶殻を散布します。
5	ニンニク	ニンニクを細かく切ってまきます。
6	トウガラシ	トウガラシを細かく切ってまきます。
7	食用酢	食用酢を散布するか、空き缶に入れて通路に置きます。
8	木酢液	木酢液を散布するか、空き缶に入れて通路に置きます。 スポンジ等に吸収させると、効果が持続します。
9	お米のとぎ汁	とぎ始めの濃い汁を散布します。
10	ミカン等の 柑橘類の皮	ミカン等の柑橘類の皮をまきます。
11	カレー粉等の 香辛料	カレー粉等の香辛料をまきます。
12	ハーブ類を植える	レモングラスやルーを植えます。
13	ゼラニウム	ゼラニウムの鉢植えを置きます。 葉が臭うので、ねこが近寄らないです。

14	市販の忌避剤	ペットショップやスーパー等で販売している忌避剤を散布します。雨の時や長期間は期待できないが、短期で効果があります。
15	大きな石	大きめの石を通路に置きます。ねこの通行を困難にします。
16	とがった小石	とがった小石をまきます。ねこの足元が不快に感じます。
17	水をまく	ホースで水をたっぷりまきます。ねこの通り道、フンをする場所に水をまいておきます。ねこが水をきらいます。
18	水鉄砲等	できるだけ人の姿を見せないように水をかけます。自然現象に見せることが重要です。
19	枯れ枝	枯れ枝を一面にまきます。球根や種を守るのに効果的です。
20	ガムテープ	ガムテープを輪（粘着面を外側）にして通路等に置きます。堀や狭い通路に効果的です。
21	割りばし	割りばしを通路や花壇等に立てて置きます。
22	荷造り用の白い紐	荷造り用の白い紐を蛇行させて庭に置きます。へビのように見せます。
23	遠隔操作ブザー	遠隔操作のブザーを使って、猫が通過する瞬間にブザーを鳴らします。人の姿を見せないことが重要です。
24	センサーブザー	センサー感知のブザーにより、猫が通るとブザーが鳴ります。防犯用として市販されています。
25	センサー超音波発生器	市販されている超音波発生器（赤外線センサーにより、ねこが通ると自動検知し、超音波を放射する機器）を使用して、侵入を防ぎます。
26	ごみの処理	ごみを確実に処理して、荒らされないようにします。
27	網やネット	ねこが入れないように網やネットなどを張り、進入路を防ぎます。ゴミをあさらないように、ゴミに網をかけます。
28	シート	市販のねこよけシート（突起のついたシート）を使って、ねこの侵入を防ぎます。
29	ねこのトイレを作る	発砲スチロールの箱に砂を入れたトイレを作ってやり、決まった場所でフンと尿をさせるようにします。
30	その他	目のかたきにせず、寛大な気持ちで接します。

資料4

災害対応マニュアル ねこ編

飼い主は災害時に備えて、日頃から最小限必要な餌、水、薬を準備しましょう。
また、飼い主はケージや輸送箱等を用意して、飼い猫をその中に入れることに慣らしておきましょう。

1 日頃からの災害への備え

住まいの防災対策（室内で飼っている場合）

動物が普段いる場所は、地震のときに家具やケージが倒れたり落下しないようしっかりと固定しましょう。

家族で話し合い

- ・ 家族間の連絡方法、集合場所
- ・ 非常持ち出し袋など備蓄物資の保管場所と中身
- ・ 飼っている動物をどう守り、避難させるか
- ・ 飼い主が留守中の災害のときの対処方法

地域情報の収集と避難訓練（避難訓練でのチェックポイント）

- ・ 避難場所までの所要時間
- ・ ガラスの破損や看板落下などの危険な場所
- ・ 通行できないときの迂回路
- ・ 避難場所での動物の反応や行動
- ・ 動物が苦手な人への配慮

迷子札とマイクロチップ

完全室内飼いの猫でも、パニックになって開いた扉から逃げ出したり、地震等で倒壊した壁の隙間から外に出て行方不明になった事例が多数報告されています。災害はいつ起こるか予想できないので、飼い主の住所、氏名等を書いた札を着けた首輪を常につけておくようにしましょう。

過去の災害では、迷子の際にやせて首輪が取れてしまった事例も起きていることから飼い主情報を記録したマイクロチップも忘れずに入れるようにしましょう。

猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプを使用するといいでしょう。

※ マイクロチップの装着については、動物病院に御相談ください。

健康管理としつけ

- ・ ケージやキャリーバックに入ることを嫌がらない。
- ・ 人やほかの動物を怖がらない。
- ・ 猫用トイレでの排泄
- ・ 各種ワクチン接種
- ・ 寄生虫の予防、駆除

ケージに慣らす方法

ケージの中でもおとなしく落ち着いていられるように普段から慣らしておきましょう。避難所などなれない環境でも、慣れ親しんだ囲われた場所があることは、動物の心を落ち着けるとともに、飼い主にとっても動物を管理しやすくなります。日常生活でも留守番や来客の際、車での移動時などに役立ちます。

- ・ 普段から休めるスペースとして開放しておく。
- ・ 中でリラックスしているのを見つけたらほめる。
- ・ 中でおやつやフードを与えるなど良い印象を持たせる。
- ・ 動物病院に行く手段や閉じ込められる場所等、悪い印象に結びつかないようにする。
- ・ 動物が寝そべることができて、広すぎず、狭すぎない大きさ。
- ・ やわらかい素材のものよりも、硬い材質の方が安全度は高い。
- ・ 初めての場所でも慣れた居場所なのでストレスが少ない。
- ・ 安心できる場所にしておけば、災害の際に動物が避難することもある。

動物のための備蓄品の用意

優先順位 1…命や健康にかかわるもの

- ・ 療法食、薬
- ・ フード、水（5日分以上）
- ・ 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ・ 食器
- ・ ガムテープ（ケージの補強など多用途に使用可能）

優先順位 2…飼い主や動物の情報を記録したもの

- ・ 飼い主の連絡先
- ・ 動物の写真
- ・ ワクチン接種状況
- ・ 既往症、健康状態
- ・ かかりつけの動物病院 など

優先順位3…ペット用品

- ・ ペットシーツ
- ・ 排泄物の処理用具
- ・ トイレ用品（使い慣れたトイレ砂）
- ・ タオル、ブラシ
- ・ おもちゃ
- ・ 洗濯ネット など

※ 携帯電話に動物の写真を保存しておく、動物と離れ離れになったとき、ポスターの作成や、飼い主の証明などに使えます。動物が飼い主と一緒に写った写真があると、飼い主を特定するときに役立ちます。

2 災害が発生したときの対応

動物の安全

突然の災害では、動物もパニックになりいつもと違う行動をとることがあります。飼い主が動転していると動物にも伝わります。飼い主が落ち着いて、普段通りの言葉や掛け声など、動物を落ち着かせるように努めてください。

猫は慣れたケージなどに入れましょう。

落ち着いて避難の用意

- ・ キャリーバックやケージに入れます。
- ・ キャリーバックなどの扉が開かないようにガムテープなどで固定しましょう。

3 避難所や仮設住宅での注意点

周りの人への配慮

これまでの災害では、動物がいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、毛が飛んで不衛生などといったことが原因となりトラブルになることもありました。

避難所にはたくさんの人が集まります。動物好きな人、嫌いな人、動物のアレルギーを持つ人、動物に不用意に手を出しかねない幼い子供など、多様な人々が一緒に暮らす場所ですから、動物の飼い主は普段よりも周りに配慮することが求められます。

避難所では、動物の世話やフードの確保、飼育場所の管理は飼い主の責任の下に行うこととなります。衛生的な飼育管理を行うことはもちろん、周りの人に配慮したルールを作り、飼い主同士が協力して助け合いましょう。

また、仮設住宅への入居に先立って、動物飼育ができるエリアと飼育禁止のエリアを分けておくことができれば後の飼育にかかわるトラブルも少なくなります。

公園等の公共的な場で猫にエサやりをしている皆さんへ

公園等にいる飼い主のいない猫は、ほとんどが無責任な人間が捨てた猫やその子孫です。やせてお腹を空かせている猫にエサを与えたい気持ちは、ごく自然なことであり、その優しさはとても大切なことです。飼い主のいない猫であっても、愛護動物です。エサをやらずに餓死させるのも、動物虐待になります。

しかし、ただエサを与えるだけでは、発情期の鳴き声、糞尿、庭荒らし等で迷惑に思っている人達には理解されず、かえって猫が地域社会の嫌われ者になってしまいます。

また、猫の繁殖率はとても高いので、気がつけば世話が追い付かないほどに増えてしまいます。

飼い主のいない猫を増やさないために次のことに配慮しましょう。

- 1 エサを与えている人達で時間や場所のルールを作り、食べたことを確認したら容器を回収して常に周りを清潔にしましょう。エサの放置は不衛生な上に悪臭の元になるだけでなく、周辺から猫が集まって増えてしまったり、ハトやカラスのエサ場にもなってしまいます。
- 2 エサを与えるだけでなく、エサ場の周辺に猫用トイレを設置したり、糞の後片付けや周りの清掃もしましょう。
物陰に砂や土を盛っただけでも、トイレとして使用するので試してください。
糞の始末や周りの清掃に心がけていれば、近隣の理解も得られやすくなります。
- 3 不幸な猫を増やさないように、避妊・去勢手術を受けさせましょう。
飼い主のいない猫の手術には、静岡市からの補助金を受けて静岡市獣医師会が行っている手術料金の助成制度が利用できます。手術後には、手術済みの目印として、耳先の一部をV字カットします。
申請者の負担は、雌猫 10,000 円、雄猫 8,000 円です。（耳先カット込み、手術のみの税抜き料金です。）耳先カットは手術済みと判り、再捕獲を防ぎ、一代限りで繁殖しない猫の目印となります。近隣の理解を得るためにも重要です。
- 4 エサ場が公共的な場所である場合は、近隣の人たちとの理解を得るためにも、静岡市動物指導センターに相談しましょう。

以上のように飼い主のいない猫の避妊・去勢及びその後の管理により、猫の数を減らす事が出来ます。猫の命を大切にしながら数を減らして行く唯一の方法だと言われています。

この活動が、近隣の理解と協力を得られるようになった状態を「地域猫活動」と呼びます。地域の環境美化活動として位置づけ、いくつかの市や町で大きな成果を収めているようです。

資料6

自宅周辺や空き地で猫にエサやりをしている皆さんへ

地域にいる飼い主のいない猫は、ほとんどが無責任な人間が捨てた猫やその子孫です。やせてお腹を空かせている猫にエサを与えたい気持ちは、ごく自然なことであり、その優しさはとても大切なことです。飼い主のいない猫であっても、愛護動物です。エサをやらずに餓死させるのも、動物虐待になります。

しかし、ただエサを与えるだけでは、発情期の鳴き声、糞尿、庭荒らし等で迷惑に思っている人達には理解されず、かえって猫が地域社会の嫌われ者になってしまいます。

また、猫の繁殖率はとても高いので、気がつけば世話が追い付かないほどに増えてしまいます。

飼い主のいない猫を増やさないために次のことに配慮しましょう。

エサ場周辺の近隣の人達とのコミュニケーションを図り、多くの人の理解を得られるように努力しましょう。

1 時間を決めてやり、食べたことを確認したら容器を回収して常に周りを清潔にしましょう。エサの放置は不衛生な上に悪臭の元になるだけでなく、周辺から猫が集まって増えてしまったり、ハトやカラスのエサ場にもなってしまいます。

2 エサを与えるだけでなく、エサ場の周辺に猫用トイレを設置したり、糞の後片付けや周りの清掃もしましょう。

物陰に砂や土を盛っただけでも、トイレとして使用するので試してください。

糞の始末や周りの清掃に心がけていれば、ご近所の理解も得られやすくなります。

3 不幸な猫を増やさないように、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

飼い主のいない猫の手術には、静岡市からの補助金を受けて静岡市獣医師会が行っている手術料金の助成制度が利用できます。手術後には、手術済みの目印として、耳先の一部をV字カットします。

申請者の負担は、雌猫 10,000 円、雄猫 8,000 円です。(耳先カット込み、手術のみの税抜き料金です。) 耳先カットは手術済みと判り、再捕獲を防ぎ、一代限りで繁殖しない猫の目印となります。近隣の理解を得るためにも重要です。

以上のように飼い主のいない猫の避妊・去勢及びその後の管理により、猫の数を減らす事が出来ます。猫の命を大切にしながら数を減らして行く唯一の方法だと言われています。

この活動が、近隣の理解と協力を得られるようになった状態を「地域猫活動」と呼びます。地域の環境美化活動として位置づけ、いくつかの市や町で大きな成果を収めているようです。

(問合せ先) 静岡市動物指導センター 静岡市葵区産女9 5 3番地 0 5 4 - 2 7 8 - 6 4 0 9
清水区担当 静岡市清水区旭町6 - 8 0 5 4 - 3 5 4 - 2 4 0 3

飼い主のいない猫の避妊・去勢手術について

猫は繁殖力が高く、1頭の雌猫が年間に10頭～15頭の猫を産みます。そして、静岡市では毎年約1,500頭の子猫が殺処分となっており、このような不幸な猫を減らすためには不妊手術が有効です。

静岡市内に生息する、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術を、静岡市獣医師会に所属する動物病院で行う場合には、手術に係る費用の助成制度を利用することができます。

なお、この制度を利用した場合は、手術した目印として耳先をさくらの花びら状にV字カットします。

耳先カットは手術済みと判り、再び捕獲されることを防ぎ、一代限りで繁殖しない猫の印となります。近隣の理解を得るためにも重要です。

この制度を利用して不妊手術をする場合の基本的な費用は、雌猫1頭10,000円、雄猫1頭8,000円（いずれも税抜き料金）です。

この料金は、不妊手術に際しての手術料・麻酔料等の必要最小限の料金のみを示すもので、猫の健康状態等に応じて別途料金がかかる場合がありますので、前もって、申請窓口となる動物病院で手術方法や料金の説明を受けて、理解・納得した上で申請手続きをしてください。

この制度を利用する場合は、次の手順に従ってください。

- 1 手術をする猫を決めて、手術後、元の場所に放すのか、引き取って飼い主となる人を探すのかを決めておく。また、猫の生息場所が公共施設であったり明らかな私有地である場合は、その場所の管理者又は所有者に行おうとしている活動の内容を説明し、了解を得ておく。
- 2 手術を行ってもらおう動物病院を決めて、申請の方法や手術の日時、方法、費用など細かい内容について確認し、捕獲用のオリが必要なときは、動物指導センターで捕獲用のオリを借りる。
- 3 捕まえた猫を動物病院へ搬入し、手術等にかかる費用や引取りの日時など詳細を再度確認したうえで、手術に関する申請手続きをする。
- 4 手術後、猫を引き取り、元の場所に放すなど申請時に決めたとおりの処置をする。
- 5 その後の猫の健康状態などを見守る。

エサは、時間と場所を決めてやり、エサ場の周辺に猫用トイレを設置したり、糞の後片付けや周りの清掃もしましょう。

飼い主のいない猫の避妊・去勢及びその後の管理により、猫の数を減らす事が出来ます。

これを町内会、自治会等地域の事業として行うことを「地域猫活動」といいます。猫の命を大切にしながら数を減らして行く唯一の方法だと言われています。

その他この助成制度の詳細については、静岡市獣医師会に所属する動物病院にお尋ねください。

(問合せ先) 静岡市動物指導センター 静岡市葵区産女953番地 054-278-6409
清水区担当 静岡市清水区旭町6-8 054-354-2403

資料 8

猫を飼っている方へ（屋内飼育のすすめ）

猫を家の中だけで飼っていますか？

猫は、犬と違って平面での運動よりも上下に動ける空間を好みます。立体的な運動ができる場所を設けたり、おもちゃで遊んであげるなどコミュニケーションをとれば、室内でもストレスがたまることはありません。

室内飼いのメリット

- ・伝染病などの病気をもらってこない
病気の猫と直接接触してうつる病気だけでなく、病気の猫の糞便からうつる病気もあります。伝染病の中にはワクチンでは予防できないものもあります。
- ・交通事故の心配が無い
動物指導センターに持ち込まれる交通事故死亡動物の約 80%は猫です。
- ・よその猫との喧嘩によるケガをしない
- ・近隣とのトラブルがおこらない
糞尿の悪臭・鳴き声・オス猫のけんか・床下等に子猫を産む・ごみを荒らす庭や畑を荒らす・・・など、あなたの知らないところで愛猫が迷惑をかけている可能性があります。
- ・寿命が長くなる
野良猫の寿命は伝染病の感染や交通事故にあうことで 2～3 年と言われますが、室内飼いの場合、これらの危険が避けられるため、20 年近く生きます。

無理なく室内飼いをするには

- ・子猫のうちから外に出ない習慣をつける
屋外に出たことのない猫には、室内飼いをストレスに感じることはありません。出入り自由だった猫は、避妊・去勢を機会に室内飼いを始めるのがお勧めです。トイレ解消用のボックスや爪とぎボードを用意しましょう。
- ・上下に動ける空間をつくる
市販されている猫用の遊び台を置いたり、たんすやテレビの上に猫があがれるようにしてあげるとよいでしょう。
- ・スキンシップはたっぷり

避妊・去勢とマイクロチップ

避妊・去勢することで、繁殖しないことはもちろん、発情期の鳴き声やオスのマーキング臭もなくなり飼いやすくなります。同時にマイクロチップ（皮下に埋め込む小さなチップで、外からリーダーにより数字を読み取ることで生涯を通じて個体識別が可能）の埋め込みをすると、地震などの災害時にも迷子になってもすぐに飼い主がわかります。

(問合せ先) 静岡市動物指導センター 静岡市葵区産女 9 5 3 番地 0 5 4 - 2 7 8 - 6 4 0 9
清水区担当 静岡市清水区旭町 6 - 8 0 5 4 - 3 5 4 - 2 4 0 3